様式第一（第一条関係）

薬局開設許可申請書

（略）	
相談時及び緊急時の連絡先	
薬剤師不在時間の有無	有　・　無
特定販売の実施の有無	有　・　無
（略）	

別表第一（第十一条の三関係）

第一　管理、運営、サービス等に関する事項

一・二　（略）

三　薬局サービス等

(1)・(2)　（略）

(3)‖薬剤師不在時間の有無

(4)～(7)　（略）

四　（略）

第二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四第一項の改正規定及び別表第一の第一の三(6)を同三(7)とし、同三(3)から(5)までを同三(4)から(6)までとし、同三(2)の次に同三(3)を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第九十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五条第一項第一号、第十三条第四項第一号及び第十三条の三第三項の規定により読み替えて適用される同法第十三条第四項第一号の規定に基づき、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十六日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

薬局等構造設備規則の一部を改正する省令

薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（薬局の構造設備）	（薬局の構造設備）
第一条　薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。	**第一条**　薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　次に定めるところに適合する調剤室を有すること。	九　次に定めるところに適合する調剤室を有すること。

様式第一（第一条関係）

薬局開設許可申請書

（略）	
相談時及び緊急時の連絡先	
特定販売の実施の有無	有　・　無
（略）	

別表第一（第十一条の三関係）

第一　管理、運営、サービス等に関する事項

一・二　（略）

三　薬局サービス等

(1)・(2)　（略）

(新設)

(3)‖(6)　（略）

四　（略）

第二　（略）

イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ‖薬剤師不在時間（施行規則第一条第二項第三号に規定する薬剤師不在時間をいう。）がある薬局にあつては、閉鎖することができる構造であること。	（新設）
十～十五　（略）	十～十五　（略）
2　（略）	2　（略）
一・二　（略）	一・二　（略）
三　次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。 イ　貯蔵室内の人が常時立ち入る場所において人が被曝するおそれのある放射線の線量	三　次の線量を、それぞれについて厚生労働大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられていること。 イ　貯蔵室内の人が常時立ち入る場所において人が被爆するおそれのある放射線の線量
ロ　（略）	ロ　（略）
四～七　（略）	四～七　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）